



高齢者支援のための 個人情報保護

2016/10/19

藤田 卓仙

名古屋大学大学院経済学研究科 CBMヘルスケアイノベーション

寄附講座（アイカ工業）寄附講座准教授

慶應義塾大学 システム医療研究開発センター 訪問准教授

個人情報保護法 に関するよくある誤解

プライバシー保護法ではない

氏名や住所等だけが個人情報ではない

個人情報に当たると同意無しでは取り扱えなくなるものではない

個人情報保護法だけを見ればいいわけではない

個人情報とプライバシーの関係について

個人情報

公知

氏名 性別
住所 生年月日

法令等に基づいて公開される場合がある

領域

公の場

非公知

資格 職業
所得 健康状態
学歴 趣味

社会生活上必要に応じて取得される場合がある

位置情報

機微

思想信条 宗教
性癖 労組等加入事実

本人同意に基づかなければ原則として取り扱ってはならない

私生活

個人の自律

プライバシー

個人情報

第2条1項 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図面若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。第18条第2項において同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

二 個人識別符号が含まれるもの

個人識別符号

第2条2項 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、**政令で定めるもの**をいう。

一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

政令

(1条1号) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別するに足りるものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもの

イ 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列

ロ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ハ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

ニ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

ホ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

ヘ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

ト 指紋又は掌紋

施行規則

（身体の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号に関する基準）

（第二条） 個人情報保護に関する法律施行令（以下「令」という。）第一条第一号の個人情報保護委員会規則で定める基準は、特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換することとする。

要配慮個人情報

第2条3項 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、**病歴**、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人

第17条2項 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、**あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。**

 **オプトアウト不可**

一～四（略 注：23条1項各号と同様）

五 当該要配慮個人情報が本人、国の機関、地方公共団体、第76条1項各号に掲げる者（注：適用除外となる報道機関等）その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合

六 その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合

政令その他取扱いに特に配慮を要するもの

法第二条第三項の政令で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等(本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。)とする。

一 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること。

二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(次号において「医師等」という。)により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査(同号において「健康診断等」という。)の結果

三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

四 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

五 本人を少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと

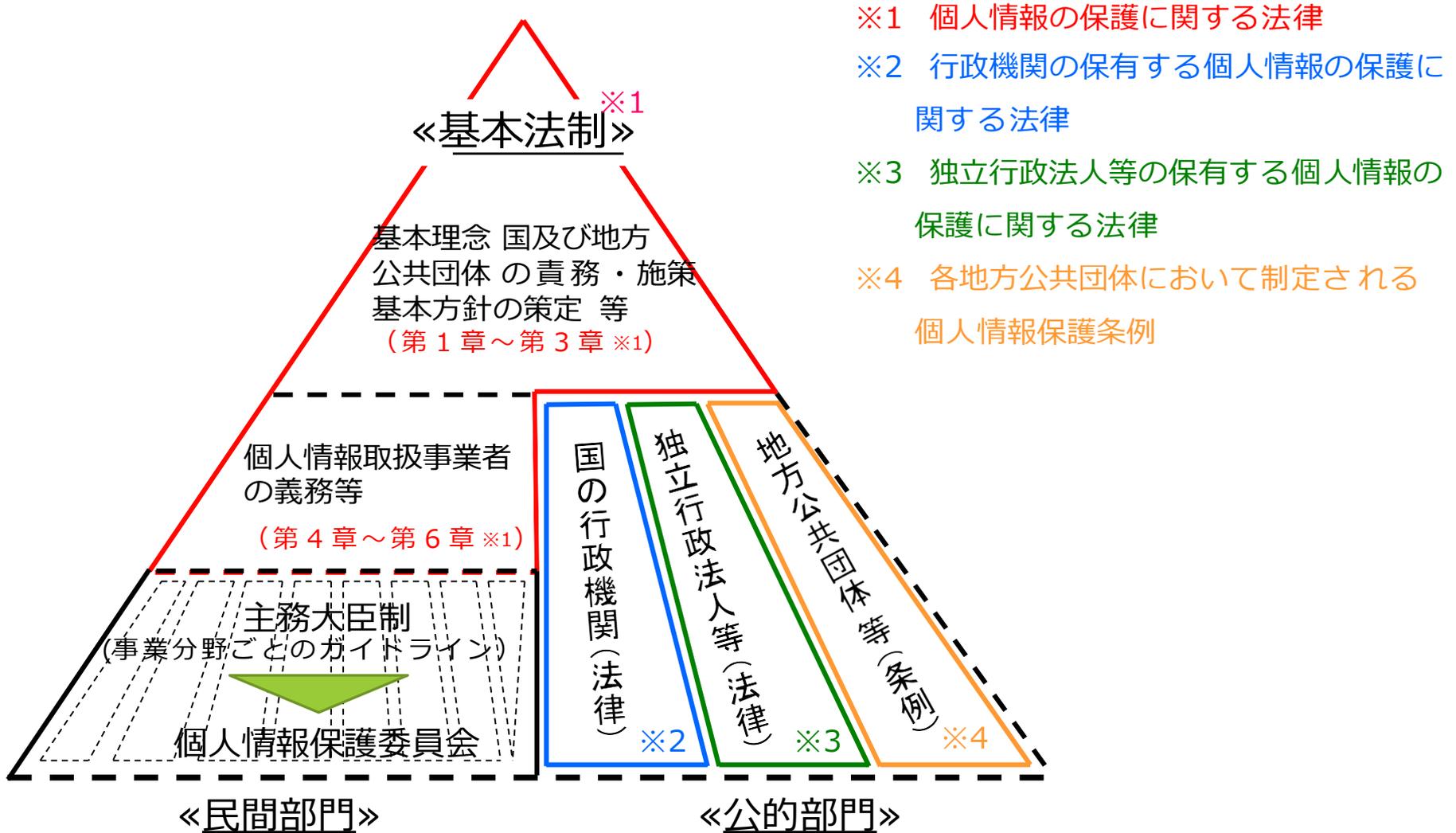
要配慮個人情報を本人の同意なく取得することができる場合（政令）

法第十七条第二項第六号の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合

二 法第二十三条第五項各号に掲げる場合（注：委託、事業承継、共同利用の場合）において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき。

個人情報保護に関する法体系



※その他民法・刑法・医療法等の法律にも留意が必要。

事業分野ごとのガイドライン一覧

平成27年11月25日現在

分野	所管省庁	ガイドラインの名称	策定・見直し時期	
医療	一般	厚生労働省	①医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(局長通達) ②健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(局長通達) ③医療情報システムの安全管理に関するガイドライン(局長通達) ④国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(局長通達) ⑤国民健康保険団体連合会等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(局長通達)	平成16年12月24日 平成22年9月17日(最終見直し) 平成16年12月27日 平成17年3月31日 平成25年10月10日(最終見直し) 平成17年4月1日 平成17年9月15日
		研究	文部科学省 厚生労働省 経済産業省 厚生労働省	ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針(告示) 遺伝子治療等臨床研究に関する指針(告示)
		文部科学省 厚生労働省	人を対象とする医学系研究に関する倫理指針	平成26年12月22日
	金融・信用	金融	金融庁	①金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示) ②金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針(告示)
	信用	経済産業省	経済産業分野のうち信用分野における個人情報保護ガイドライン(告示)	平成16年12月17日 平成21年10月9日(最終見直し)
情報通信	電気 通信	総務省	電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(告示)	平成16年8月31日 平成27年6月24日(最終見直し)
	放送	総務省	放送受信者等の個人情報の保護に関する指針(告示)	平成16年8月31日 平成23年6月29日(最終見直し)
	郵便	総務省	郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示)	平成20年3月25日 平成27年7月21日(最終見直し)
	信書 便	総務省	信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示)	平成20年3月25日
経済産業		経済産業省	①個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン(告示) ②経済産業分野のうち個人遺伝情報を用いた事業分野における個人情報保護ガイドライン(告示) ③医療情報を受託管理する情報処理事業者における安全管理ガイドライン(告示)	平成16年10月22日 平成26年12月12日(最終見直し) 平成16年12月17日 平成20年7月24日 平成24年10月15日(最終見直し)
雇用管理	一般	厚生労働省	①雇用管理分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示) ②雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項について(局長通達)	平成16年7月1日 平成27年11月25日(最終見直し) 平成16年10月29日 平成24年6月11日(最終見直し)
	船員	国土交通省	船員の雇用管理分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示)	平成16年9月29日 平成25年3月29日(最終見直し)
警察		国家公安委員会	国家公安委員会が所管する事業分野における個人情報保護に関する指針(告示)	平成22年2月5日 平成27年3月30日(最終見直し)
法務		法務省	①法務省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示) ②債権管理回収業分野における個人情報保護に関するガイドライン	平成16年10月29日 平成27年3月24日(最終見直し) 平成16年12月16日 平成27年6月24日(最終見直し)
外務		外務省	外務省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示)	平成24年4月2日 平成27年5月29日(最終見直し)
財務		財務省	財務省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示)	平成16年11月25日 平成27年3月27日(最終見直し)
文部科学		文部科学省	文部科学省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示)	平成24年3月29日 平成27年8月31日(最終見直し)
福祉		厚生労働省	福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示)	平成25年3月29日
職業紹介等	一般	厚生労働省	職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者 供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示等に関して適切に対処するための指針(告示)	平成16年11月4日 平成24年9月10日(最終見直し)
	船員	国土交通省	無料船員職業紹介事業者、船員の募集を行う者及び無料船員 労務供給事業者が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、募集内容の的確な表示に関して適切に対処するための指針(告示)	平成17年2月28日 平成25年12月12日(最終見直し)
労働者派遣	一般	厚生労働省	派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針(告示)	平成16年11月4日 平成24年8月10日(最終見直し)
	船員	国土交通省	船員派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針(告示)	平成17年2月28日 平成25年12月12日(最終見直し)
労働組合		厚生労働省	労働組合が講ずべき個人情報保護措置に関するガイドライン(告示)	平成17年3月25日 平成27年11月25日(最終見直し)
企業年金		厚生労働省	企業年金等に関する個人情報の取扱いについて(局長通達)	平成16年10月1日
農林水産		農林水産省	農林水産分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示)	平成21年7月10日 平成27年7月1日(最終見直し)
国土交通		国土交通省	国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示)	平成16年12月2日 平成27年3月31日(最終見直し)
環境		環境省	環境省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示)	平成21年12月10日 平成27年4月1日(最終見直し)
防衛		防衛省	防衛省関係事業者が取り扱う個人情報の保護に関する指針(告示)	平成18年5月25日
合計27分野			合計38ガイドライン	

「個人情報保護法制2000個問題」

個人情報の取り扱いを定めている法律・条例が
国に対する「行政機関個人情報保護法」
研究機関・国立大学・国立病院などに対する「独立行政法人個人情報保護法」
各自治体の「個人情報保護条例」（47都道府県、1718市町村、東京23区、100超の広域連合）と約2000個存在することに起因する問題

個人情報の取扱い主体	適用法	監督官庁
厚生労働省	行政機関個人情報保護法	総務省
独立行政法人国立病院機構 岩手病院	独立行政法人等個人情報保護法	総務省
岩手県立病院	岩手県個人情報保護条例	岩手県
地方独立行政法人宮城県立 病院機構	宮城県個人情報保護条例	宮城県
日本赤十字盛岡病院	個人情報保護法	厚生労働省

我が国の個人情報保護法制 改正の流れ

2014年6月24日：IT総合戦略本部「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」



2014年12月19日：「個人情報の保護に関する法律の一部を改正する法律案（仮称）の骨子（案）」



2015年第189回国会「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案」提出、9月3日成立、9日公布



(2016年1月1日個人情報保護委員会発足)



2016年3月7日行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会「行政機関個人情報保護法・独法等個人情報保護法の改正に向けた考え方」最終報告



2016年第190回国会「行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律案」提出、5月20日成立、27日公布



10月5日政令、施行規則公示

今後は、個人情報委員会のガイドライン等が定められ、来年春辺りに施行予定
また、各自治体の条例の改正が必要

個人情報保護法の改正内容①

1. 個人情報の定義の明確化

個人情報の定義の明確化

第2条第1項、第2項

特定の個人の身体的特徴を変換したもの（例：顔認識データ）等は特定の個人を識別する情報であるため、これを個人情報として明確化する。

要配慮個人情報

第2条第3項

本人に対する不当な差別又は偏見が生じないように人種、信条、病歴等が含まれる個人情報については、本人同意を得て取得することを原則義務化し、本人同意を得ない第三者提供の特例（オプトアウト）を禁止。

2. 適切な規律の下で個人情報等の有用性を確保

匿名加工情報

第2条第9項、第10項、
第36条～第39条

特定の個人を識別することができないように個人情報を加工したものを匿名加工情報と定義し、その加工方法を定めるとともに、事業者による公表などその取扱いについての規律を設ける。

個人情報保護指針

第53条

個人情報保護指針を作成する際には、消費者の意見等を聴くとともに個人情報保護委員会に届出。個人情報保護委員会は、その内容を公表。

3. 個人情報の保護を強化（名簿屋対策）

トレーサビリティの確保

第25条、第26条

受領者は提供者の氏名やデータ取得経緯等を確認し、一定期間その内容を保存。また、提供者も、受領者の氏名等を一定期間保存。

データベース提供罪

第83条

個人情報データベース等を取り扱う事務に従事する者又は従事していた者が、不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用する行為を処罰。

個人情報保護法の改正内容②

4. 個人情報保護委員会の新設及びその権限

個人情報保護委員会

(H28.1.1施行時点)
第50条～第65条

(全面施行時点)
第40条～第44条、
第59条～第74条

内閣府の外局として個人情報保護委員会を新設（番号法の特定個人情報保護委員会を改組）し、現行の主務大臣の有する権限を集約するとともに、立入検査の権限等を追加。（なお、報告徴収及び立入検査の権限は事業所管大臣等に委任可。）

5. 個人情報の取扱いのグローバル化

国境を越えた適用と外国執行当局への情報提供

第75条、第78条

日本国内の個人情報を取得した外国の個人情報取扱事業者についても個人情報保護法を原則適用。また、執行に際して外国執行当局への情報提供を可能とする。

外国事業者への第三者提供

第24条

個人情報保護委員会の規則に則った方法、または個人情報保護委員会が認めた国、または本人同意により外国への第三者提供が可能。

6. その他改正事項

オプトアウト規定の厳格化

第23条第2項～第4項

オプトアウト規定による第三者提供をしようとする場合、データの項目等を個人情報保護委員会へ届出。個人情報保護委員会は、その内容を公表。

利用目的の制限の緩和

第15条第2項

個人情報を取得した時の利用目的から新たな利用目的へ変更することを制限する規定の緩和。

小規模取扱事業者への対応

第2条第5項

取り扱う個人情報が5,000人以下であっても個人の権利利益の侵害はありえるため、5,000人以下の取扱事業者へも本法を適用。

行政機関個人情報保護法等改正法案の概要

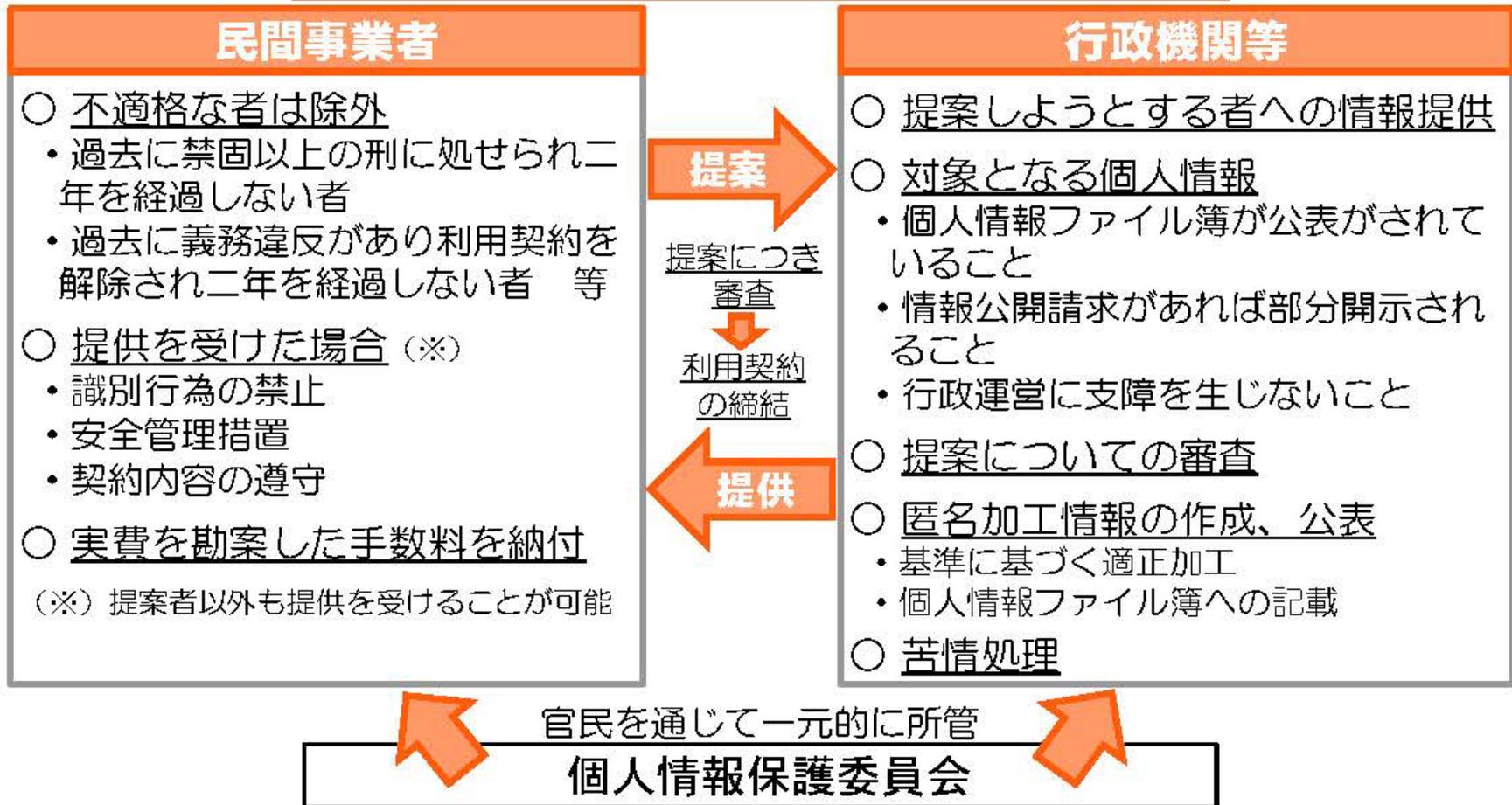
行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律案

個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出等に資するものであることを踏まえ、個人の権利利益の保護に支障がない範囲内において、行政機関等の保有する個人情報を加工して作成する匿名加工情報を民間事業者に提供するための仕組みを設けるほか、個人の権利利益の保護に資するための所要の改正を行う。

改正内容

- 行政機関、独立行政法人等における匿名加工情報制度の導入
 - ・ 民間事業者の提案を受けて、行政機関等において適切に審査。提案者との間で利用契約を締結し、匿名加工情報（非識別加工情報）を作成・提供
 - ・ 個人の権利利益を侵害することにならないよう、民間事業者と行政機関等の双方に必要な規律を課す
- 匿名加工情報の取扱いについて、官民を通じて個人情報保護委員会が一元的に所管

匿名加工情報の作成・提供の仕組み



- 個人情報の定義の明確化（指紋データ、旅券番号等）、要配慮個人情報（人種、信条、病歴等）の取扱いを規定

施行期日

公布の日から1年6月を超えない範囲内で政令で定める日から施行
(新個人情報保護法の施行と同時期を想定)

改正個人情報保護法の施行スケジュール（案）

	2015年 上半期	2015年(H27年) 下半期	2016年(H28年) 上半期	2016年 下半期	2017年(H29年) 上半期
国会関係		同意人事			
施行準備	改正個人情報保護法成立	内閣官房 政令案の検討等	個人情報保護委員会設置	委員会規則・ガイドライン等の策定	
		周知広報		周知広報	
法執行		消費者庁 現行法の所管		改正法の所管	
		主務大臣 現行法に基づく監督		改正法に基づく監督	

改正個人情報保護法全面施行（権限一元化）※

※「公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日」から施行。

高齢者支援に向けた課題

現状の個人情報保護法制では、

「本人」の同意をベースとしており、
同意能力が十分でない場合の仕組みが不十分

また、今回改正により

「病歴等」要配慮個人情報を第三者提供する
には事前の同意が求められる

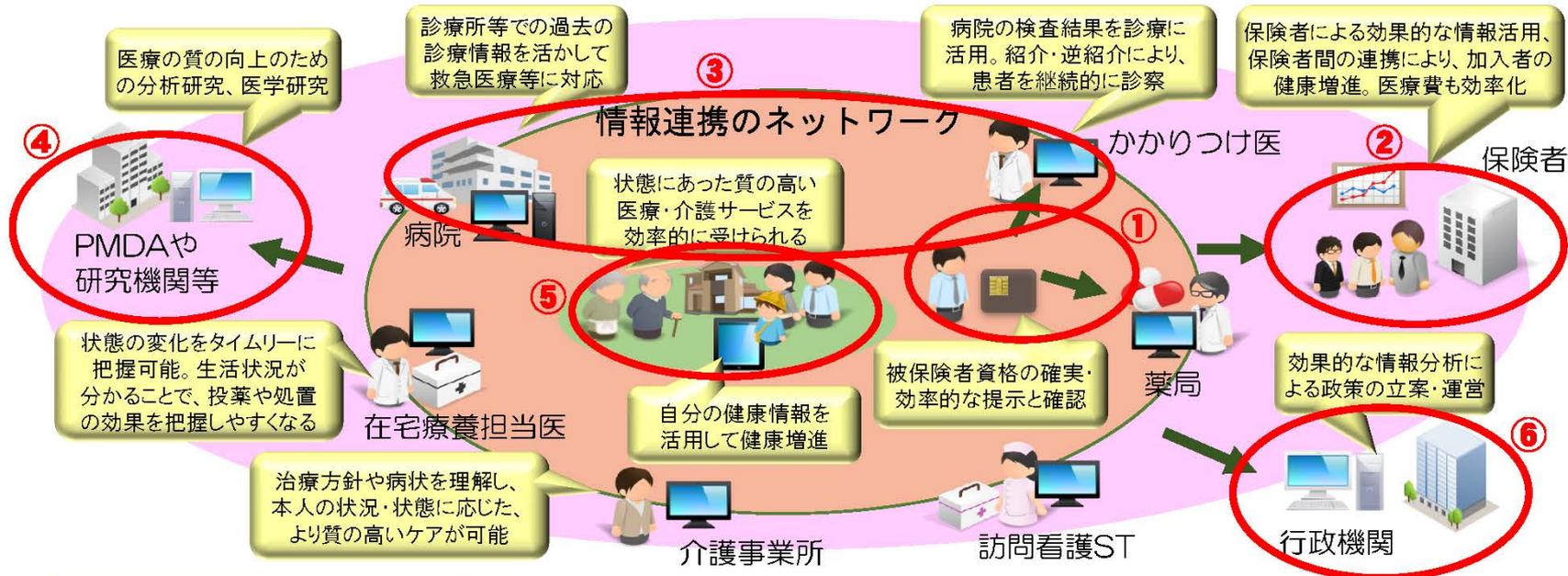
どうするべきか

1. 本人に同意能力があるうちに同意を取得する仕組みを作る
2. 後見人等による同意を本人同意の代わりとする
3. 本人（や後見人等の）同意がなくてもOKなルールを作る

事前同意が不要なケース

- 要配慮個人情報ではなく、オプトアウトがなされる
- 委託や共同利用による（第三者提供ではない）
- 23条1項の例外規定
 - 一 法令に基づく場合
 - 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 76条1項の適用除外規定
 - 一 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。） 報道の用に供する目的
 - 二 著述を業として行う者 著述の用に供する目的
 - 三 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者 学術研究の用に供する目的
 - 四 宗教団体 宗教活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的
 - 五 政治団体 政治活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的

医療等分野の情報連携の利用場面（ユースケース）



① 医療保険のオンライン資格確認

受診時の被保険者資格の提示と確認を、オンラインで確実・効率的に行う。公的医療サービスの公正な利用の確保、請求支払事務の支援・効率化にも資する。

② 保険者間の健診データの連携 (資格異動時の健診データの活用等)

保険者が、加入者の健診データを効果的に活用。加入者の健康増進につなげる。質の高い医療資源の有効な活用につながり、医療費も適正化される。

③ 医療機関・介護事業者等の連携 (地域レベル、複数地域間での連携)

病院での検査結果をかかりつけ医の診療に活用、患者を継続的に診察。救急医療で、他医療機関での過去の診療情報を確認、適切な救急医療を提供。医療・介護従事者が連携して地域包括ケアを実現

④ 健康・医療の研究分野 (コホート研究、大規模な分析)

レセプトNDB（処方データベース）の活用。コホート研究（追跡研究）、大規模な分析研究を推進。その成果を医療の質の向上につなげる。行政はデータ分析の結果を政策の立案・運営に活用

⑤ 健康医療分野のポータルサービス (医療健康履歴の確認、予防接種の案内)

国民が自ら健康・医療の履歴や記録を確認できる仕組み（PHR）を整備、健康増進に活用。予防接種等の履歴の確認やプッシュ型の案内が可能になる。

⑥ 全国がん登録

がんの罹患、診療、転帰等の状況をできるだけ正確に把握・調査研究に活用。成果を国民に還元